

(証券コード 4229)
平成21年6月10日

株 主 各 位

群馬県高崎市宿大類町700番地

群栄化学工業株式会社

代表取締役社長 有 田 喜 一

第92回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第92回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討下さいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示され、来る6月25日（木）午後5時5分までに到着するようにご返送下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成21年6月26日（金曜日）午前10時
2. 場 所 群馬県高崎市宿大類町700番地
当社 大会議室
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照下さい。)
3. 株主総会の目的事項
 - 報告事項 1. 第92期 (平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)
事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第92期 (平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)
計算書類報告の件
- 決議事項
 - 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
 - 第3号議案 取締役5名選任の件
 - 第4号議案 会計監査人選任の件

以 上

◎本総会ご出席の節は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出願います。また、株主総会終了後、同会場において株主懇談会を開催いたしますので、引き続きご参加くださいますようご案内申し上げます。

◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.gunei-chemical.co.jp>)に掲載させていただきます。

事 業 報 告

(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)

I. 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、100年に一度といわれる金融市場の混乱が実体経済に深刻な影響を及ぼし、急激な世界的景気後退局面の中で自動車、電気産業等の輸出産業を中心に企業収益が急激に悪化し、設備投資の抑制、生産調整、雇用状況の悪化等負の循環に陥った状況となりました。

樹脂業界は、年度前半は原料価格の高騰が続き、年度後半では世界的な景気後退の影響を受け電子材料関係及び自動車関係は前年の販売動向を大きく下回りました。

食品業界は、夏場の天候にも恵まれ清涼飲料向けの需要は堅調でしたが、年度前半の穀物相場の高騰や輸送コストの上昇により原材料価格が高騰し、年度後半では景気後退の影響を受け前年の販売動向を下回りました。

このような状況の下、当社グループは販売部門の効率化を図り、原材料価格上昇分の価格是正に努めるなど積極的な営業活動を行ってまいりましたが、売上高は前期比5.4%減の22,270百万円となりました。

利益面では、原材料価格上昇分の価格是正や継続的なコストの低減に努めましたが、当連結会計年度下期より稼動した新工場の減価償却費の負担増や棚卸資産の評価基準の変更に伴う評価損を計上したことにより、603百万円の営業損失（前期1,075百万円の営業利益）、475百万円の経常損失（前期1,299百万円の経常利益）及び700百万円の当期純損失（前期3,401百万円の当期純損失）となりました。

事業別営業の状況

[化学品事業]

当連結会計年度上期においては、電子材料、液晶関連及び自動車関連が堅調に推移し、原材料価格高騰の価格是正を行ってまいりましたが、下期において世界的な景気後退の影響を受け、電子材料関連及び自動車関連は前年を大きく下回る販売状況となりました。この結果、売上高は前期比12.2%減の15,619百万円となりました。一方、利益面では、原材料価格上昇分の販売価格の是正やグループを挙げた継続的なコスト低減活動に努めましたが、新工場稼動による減価償却費負担増や棚卸資産評価損の計上により、378百万円の営業損失（前期1,343百万円の営業利益）となりました。

[食品事業]

当連結会計年度上期においては、原材料価格の高騰が続きましたが、それに伴い販売価格の是正に努め、また、夏場の好天に恵まれ清涼飲料向けは堅調に推移いたしました。下期においては新製品が上市となった結果、売上高は前期比34.7%増の6,113百万円となりました。一方、利益面では、原材料価格の価格は是正や継続的なコスト低減活動に努めた結果、前期よりやや改善し295百万円の営業損失(前期341百万円の営業損失)となりました。

[その他事業]

不動産活用業の収入は前年並みに推移いたしました。当連結会計年度に連結子会社の飲料事業からの撤退を行った結果、売上高は前期比55.2%減の537百万円、営業利益は前期比5.5%減の69百万円となりました。

なお、前連結会計年度まで高機能繊維関連は「その他事業」に含めておりましたが、平成21年4月1日をもって、当社が国内子会社3社を吸収合併することを契機に社内組織及び事業区分の見直しを行った結果、当連結会計年度より「化学製品事業」に含めて表示することに変更いたしました。これに伴い、前連結会計年度との比較は前連結会計年度の実績を組替えて記載しております。

2. 対処すべき課題

今後の当社グループを取り巻く経営環境は、未曾有の経済危機とされる状況のなか、景気回復時期の見通しの立たない状況が予測されております。

このような環境のもと、当社グループは、平成21年4月1日をもって、国内連結子会社3社を吸収合併し、当社グループ全体の経営資源の積極的な活用によるグループシナジーの最大化およびグループ経営の効率化を図ってまいります。さらに、合併の効果を拡大するため、当社内組織をビジネス・ユニット制とし、「製・販・技」一体とすることで市場ニーズに合った開発のスピードを上げ、現場力向上によるコストダウンを図り、全社一丸となって競争力向上に努めてまいります。

また、地球環境との調和のなかで顧客に高品質な製品、優れた技術、行き届いたサービスを提供することを経営の基本としており、より豊かで快適な未来社会づくりへの貢献を目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、なお一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

3. 資金調達及び設備投資等の状況

当連結会計年度中に実施した設備投資の総額は2,798百万円であり、その主なものは、次のとおりであります。

① 当連結会計年度中に完成した主要設備

・当社

化学品工場設備（化学品事業部門）

高機能繊維工場設備（その他事業部門）

なお、所要資金は主に長期借入金で賄っております。

② 当連結会計年度継続中の主要設備の新設、拡充

該当する事項はありません。

③ 重要な固定資産の売却、撤去、滅失

高崎工場における化学品工場設備（化学品事業部門）及び高機能繊維工場設備（化学品事業部門）についてスクラップアンドビルドの一環として撤去しております。

4. 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当する事項はありません。

5. 財産および損益の状況の推移

区 分	第89期 平成17年度	第90期 平成18年度	第91期 平成19年度	第92期 平成20年度 (当連結会計年度)
売 上 高(百万円)	23,245	22,053	23,533	22,270
経 常 利 益(百万円)	2,672	1,218	1,299	△475
当 期 純 利 益(百万円)	1,666	178	△3,401	△700
1株当たり当期純利益(円)	21.03	2.36	△46.66	△9.65
純 資 産(百万円)	42,117	40,884	36,233	33,106
1株当たり純資産(円)	549.98	543.10	497.41	460.75
総 資 産(百万円)	56,149	54,541	53,553	45,380

(注) 1. △印は損失を示しております。

2. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数、1株当たり純資産は期末発行済株式総数により算出しております。

6. 重要な親会社および子会社の状況

(1) 親会社との関係

該当する事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金	当 社 の 出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
群 栄 商 事 株 式 会 社	100百万円	100.0%	化 学 品 ・ 食 品 ・ そ の 他 事 業
群 栄 ボ ー デ ン 株 式 会 社	20百万円	100.0%	化 学 品 事 業
日 本 カ イ ノ ール 株 式 会 社	151百万円	100.0%	化 学 品 事 業
タイ ジーシーアイ レジトップ カンパニー リミテッド	288,000 千パーツ	60.2%	化 学 品 事 業

上記重要な子会社4社を含め連結子会社は5社、持分法適用関連会社は2社であります。

(注) 1. 当社は、平成21年4月1日付にて、連結子会社でありました群栄商事株式会社、群栄ボーデン株式会社、日本カイノール株式会社を吸収合併いたしました。

2. 連結子会社でありました株式会社羽鳥研究室は、平成20年6月17日付にて、解散いたしました。

7. 主要な事業内容

事業名	主要製品
化学品事業	工業用フェノール樹脂（レヂトップ） ユリア・メラミン系接着剤（エイボンド） 鋳物用粘結剤 真球状樹脂 可塑剤（グルコサイザー） ホルマリン ボーデンプロセス用樹脂および硬化剤 （Betaset, ALPHASET） 高機能繊維（カイノール）
食品事業	異性化糖（スリーシュガー） ぶどう糖（コーソグル群栄） 水飴（マルトフレッシュ） 穀物シロップ オリゴ糖（グンエイオリゴ）
その他事業	不動産活用業

8. 主要な営業所および工場

【当社】

本社	群馬県高崎市宿大類町700番地
群馬工場	群馬県高崎市
滋賀工場	滋賀県湖南市
営業本部	群馬県高崎市
東京支店	東京都千代田区
名古屋支店	名古屋市中村区
大阪支店	大阪市北区

【連結子会社】

（国内）

群栄商事株式会社	群馬県高崎市
群栄ボーデン株式会社	群馬県高崎市
日本カイノール株式会社	大阪市北区
株式会社ビッグトレーディング	群馬県高崎市

（海外）

タイジーシーアイレヂトップ カンパニーリミテッド	タイ王国ラヨーン県マブタブット市
-----------------------------	------------------

9. 従業員の状況

区 分	従 業 員 数	前 期 末 比 増 減
合 計	383名	2名増

10. 主要な借入先の状況

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 群 馬 銀 行	2,471百万円
株 式 会 社 横 浜 銀 行	1,092百万円
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	1,022百万円

11. その他企業集団に関する重要な事項

- (1) 当社は、平成21年4月1日付にて、連結子会社でありました群栄商事株式会社、群栄ボーデン株式会社、日本カイノール株式会社を吸収合併いたしました。
- (2) 連結子会社でありました株式会社羽鳥研究室は、平成20年6月17日付にて、解散いたしました。

II. 会社の株式に関する事項

1. 発行可能株式総数 176,211,000株
2. 発行済株式総数 71,923,714株
(自己株式18,059,371株を除く)
3. 当期末株主数 9,815名
4. 発行済株式（自己株式を除く）の総数の10分の1以上の数の株式数を有する株主

該当はありませんが、当社大株主の状況は以下の通りです。

株 主 名	持 株 数
三 井 化 学 株 式 会 社	6,185,000株
群 栄 化 学 取 引 先 持 株 会	4,690,429
株 式 会 社 群 馬 銀 行	3,045,127
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信 託 口 4G)	2,464,000
株 式 会 社 横 浜 銀 行	2,458,539
三 菱 U F J 信 託 銀 行 株 式 会 社	2,327,000
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	2,105,375
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	1,948,895
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	1,584,078
有 田 喜 一	1,581,000

III. 会社役員に関する事項

1. 取締役および監査役

地位および担当	氏名	他の法人等の代表状況等
代表取締役社長	有田 喜一	
専務取締役 (統括部門・生産部門・営業部門・事業企画室管掌)	野田 秀和	
常務取締役 (西日本地区管掌兼海外営業本部長)	有田 喜一郎	
取締役 (事業企画室長兼事業企画室食品事業担当)	額田 寛	
取締役	室田 雅之	
監査役 (常勤)	櫻井 紘一	
監査役	星野 昌洋	
監査役	長坂 工	

- (注) 1. 取締役 室田雅之氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役 星野昌洋、長坂 工の両氏は、社外監査役であります。
 3. 社外監査役 星野昌洋氏は、長年にわたり金融機関の取締役として内外企業の審査を経験しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 4. 社外監査役 長坂 工氏は、長年にわたり金融機関の取締役として内外企業の審査を経験しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 5. 当期中の取締役及び監査役の異動

(1) 新任

平成20年6月27日開催の第91回定時株主総会において、室田雅之氏が取締役に並びに長坂 工氏が監査役に新たに選任され、それぞれ就任いたしました。

(2) 退任

監査役 石田光男氏は、平成20年6月27日開催の第91回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任いたしました。

(3) 異動

取締役の担当の異動は、次のとおりであります。

氏名	新	旧	異動年月日
有田喜一郎	常務取締役 西日本地区管掌兼 海外営業本部長	常務取締役 営業部門副管掌兼 海外営業本部長	平成20年 7月1日

6. 平成21年4月1日付組織改訂に伴う取締役の担当の異動は、次のとおりであります。

氏名	新	旧	異動年月日
野田 秀和	専務取締役 総合企画部門管掌	専務取締役 統括部門・生産部門 営業部門・事業企画室管掌	平成21年 4月1日
有田喜一郎	常務取締役 総合企画部門長	常務取締役 西日本地区管掌兼 海外営業本部長	平成21年 4月1日
額田 寛	取締役 第二事業部門長	取締役 事業企画室長兼 事業企画室食品事業担当	平成21年 4月1日

2. 取締役および監査役の報酬等の額

取締役4名 108百万円

監査役4名 20百万円 (うち社外監査役3名 5百万円)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 期末現在の取締役の人員数は5名であります。上記の支給人員との相違は、無報酬の社外取締役1名が存在していることによるものであります。
3. 上記の監査役の支給人員には、平成20年6月27日開催の第91回定時株主総会の終結の時をもって退任した社外監査役1名を含んでおります。
4. 上記支給額のほか、平成18年6月29日開催の第89回定時株主総会の決議に基づき退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給額として、第89回定時株主総会終結後引き続き在任する取締役および監査役に対して、制度廃止までの在任期間に対応する退職慰労金を各氏の退任時に支払うこととしております。
- その総額は、取締役3名に対して166百万円、監査役3名に対して11百万円(うち社外監査役2名7百万円)となる予定であります。

3. 社外役員に関する事項

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	室 田 雅 之	就任後開催の取締役会12回のうち7回出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監 査 役	星 野 昌 洋	当期開催の取締役会16回のうち11回出席し、また当期開催の監査役会12回のうち11回出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監 査 役	長 坂 工	就任後開催の取締役会12回のうち9回出席し、また就任後開催の監査役会8回のすべてに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

IV. 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称
あずさ監査法人

2. 責任限定契約の内容の概要

当社は会計監査人と、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約の締結はいたしておりません。

3. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等
38百万円

② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額
38百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記①の金額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である「財務報告に係る内部統制に関する指導・助言業務」に対し、対価を支払っております。

4. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意または請求により、会計監査人の解任または不再任に関する議題を株主総会に提案いたします。

V. 会社の体制及び方針

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会、監査役会及び経営会議について、定款、取締役会規則、監査役会規則及び文書保存・処分基準に則り、議事録を作成し出席者が押印した後、事務局が保存し閲覧可能な状態に維持するものとする。

(2) 損失の危険の管理に関する体制

- (ア) リスクマネジメントは総合企画部門長を責任者とし、統制室に拠点を置く。
- (イ) 統制室は、それぞれの部署に対して、リスクを想定・分類・最小化のスキルを周知徹底させ、高度なリスク管理体制を構築、推進するものとする。
- (ウ) リスクが現実化し、重大な損害の発生が予想される場合には、関係する部署の責任者が直ちに社長及び取締役会に報告するものとする。
- (エ) 必要に応じて、社長を本部長とする対策本部を設置し、損害の拡大を最小限に止める体制を構築する。

(3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (ア) 上記体制の基礎として、監査役の出席のもと、取締役会を月1回定時的に開催するほか、必要に応じて適宜臨時開催する。
- (イ) 経営会議は月1回定時的に開催し、経営方針及び経営戦略に関わる重要事項については、社長、専務、常務、常勤監査役及び社長が必要と認める者において議論し、その審議を経て執行を決定するものとする。また、必要に応じて適宜臨時開催する。
- (ウ) 取締役会あるいは経営会議の決定に基づく業務執行については、業務分掌規程、稟議規程及び役職規程に則り、それぞれの責任者がこれにあたる。

(4) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (ア) 群栄化学工業株式会社の取締役及び使用人の行動規範として、社是、ビジョン、行動基準等を社内報、社内情報システム、掲示等の伝達方法により、常時可視的に示すものとする。
- (イ) 法令、定款及び社内諸規程、規則の遵守を確保するため及び会計処理等の業務の適正化を確保するために、統制室は内部監査規程に則り定期的に内部監査を行い、その結果及びフォローアップの状況について社長に報告するものとする。

- (5) 群栄化学工業株式会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (ア) 群栄化学工業株式会社の役員、使用人あるいは監査役を、取締役会規則に則り、取締役会での承認を経て、子会社の取締役あるいは監査役に選任あるいは兼任させるものとする。
 - (イ) 子会社から成る企業集団の管理については、業務分掌規程に則り、統制室が経営の状態等の管理を行うものとする。
 - (ウ) 監査役は監査役監査規則及び監査役監査基準に則り、必要に応じて法令遵守等業務の適正化について調査するものとする。
- (6) 監査役職務を補助すべき使用人に関する体制と取締役からの独立性に関する事項
- (ア) 監査役職務を補助すべき使用人に関しては、監査役監査規則に則り、任命する。
 - (イ) 取締役は監査役補助者の取締役からの独立性を確保することに努めるものとする。
- (7) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及び監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (ア) 監査役は取締役会規則に則り取締役会、経営会議等重要な会議に出席し、意見を述べるものとする。
 - (イ) 監査役は監査役監査基準に則り、稟議書等重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役あるいは使用人から説明を求めるものとする。
 - (ウ) 監査役は監査役監査規則に則り、定期的にと取締役及び使用人の業務監査並びに子会社への監査を行い、適切に意見具申をできるものとする。
 - (エ) 取締役及び使用人は監査役に、内部監査の結果、リスク及びリスク管理の状況、コンプライアンスの状況を定期的、必要に応じて臨時的に報告するものとする。

連結貸借対照表

(平成21年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	15,309	流 動 負 債	8,128
現金及び預金	4,554	買掛金	2,293
受取手形及び売掛金	5,485	短期借入金	2,600
有価証券	2,288	一年内に返済する長期借入金	1,400
商品及び製品	1,656	未払金	1,599
仕掛品	17	未払法人税等	44
原材料及び貯蔵品	602	賞与引当金	135
繰延税金資産	224	その他	56
その他	480	固 定 負 債	4,145
貸倒引当金	△0	長期借入金	2,775
固 定 資 産	30,071	退職給付引当金	955
有形固定資産	20,431	環境対策引当金	6
建物及び構築物	7,686	負ののれん	77
機械装置及び運搬具	4,574	その他	331
土地	7,639	負 債 合 計	12,273
リース資産	22	純 資 産 の 部	
建設仮勘定	67	株 主 資 本	32,864
その他	440	資本金	5,000
無形固定資産	363	資本剰余金	25,977
ソフトウェア	353	利益剰余金	6,589
その他	9	自己株式	△4,701
投資その他の資産	9,276	評価・換算差額等	△496
投資有価証券	8,763	その他有価証券評価差額金	△185
その他	887	繰延ヘッジ損益	△0
貸倒引当金	△169	為替換算調整勘定	△310
投資損失引当金	△204	少 数 株 主 持 分	738
資 産 合 計	45,380	純 資 産 合 計	33,106
		負債・純資産合計	45,380

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 損 益 計 算 書

自 平成20年 4月 1日
至 平成21年 3月 31日

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		22,270
売 上 原 価		19,893
売 上 総 利 益		2,376
販売費及び一般管理費		2,979
営 業 損 失		603
営 業 外 収 益		368
受 取 利 息 及 び 配 当 金	246	
負 の の れ ん 償 却 額	26	
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	4	
そ の 他	91	
営 業 外 費 用		240
支 払 利 息	88	
租 税 公 課	79	
為 替 差 損	53	
そ の 他	19	
経 常 損 失		475
特 別 利 益		26
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	0	
償 却 済 債 権 取 立 益	26	
特 別 損 失		193
固 定 資 産 処 分 損	179	
投 資 有 価 証 券 売 却 損	2	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	4	
会 員 権 評 価 損	3	
役 員 退 職 金	3	
税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失		642
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	96	
法 人 税 等 調 整 額	△154	△58
少 数 株 主 利 益		115
当 期 純 損 失		700

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

自 平成20年4月1日
至 平成21年3月31日

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
平成20年3月31日残高	5,000	26,416	7,289	△4,508	34,197
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当		△436			△436
当期純損失			△700		△700
自己株式の取得				△202	△202
自己株式の処分		△2		9	6
連結会計年度中の変動額合計	—	△439	△700	△193	△1,332
平成21年3月31日残高	5,000	25,977	6,589	△4,701	32,864

	評価・換算差額等			少数株主持分
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算 調整勘定	
平成20年3月31日残高	842	△4	186	1,011
連結会計年度中の変動額				
株主資本以外の項目 の連結会計年度中 の変動額(純額)	△1,028	3	△496	△272
連結会計年度中の変動額合計	△1,028	3	△496	△272
平成21年3月31日残高	△185	△0	△310	738

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

[連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記]

1. 連結の範囲に関する事項
連結子会社の数 5社
主要な連結子会社の名称
群栄商事株式会社、群栄ボーデン株式会社、日本カイノール株式会社、
タイ ジーシーアイ レヂトップ カンパニー リミテッド
2. 持分法の適用に関する事項
持分法を適用した関連会社の数 2社
会社等の名称
ユニプラ株式会社、群栄興産株式会社
3. 連結子会社の事業年度等に関する事項
連結子会社のうちタイ ジーシーアイ レヂトップ カンパニー リミテッドの決算日は12月31日
であります。
連結計算書類作成にあたっては、決算日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重
要な取引については、連結上必要な調整を行っております。
4. 会計処理基準に関する事項
 - (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法
 - ① 有価証券
満期保有目的の債券
償却原価法（定額法）
その他有価証券
時価のあるもの
連結決算末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理
し、売却原価は移動平均法により算定）
時価のないもの
移動平均法による原価法
 - ② デリバティブの評価基準及び評価方法
時価法
 - ③ たな卸資産の評価基準及び評価方法
主として月別総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
（会計方針の変更）
当連結会計年度より平成18年7月5日公布の「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計
基準委員会 平成18年7月15日 企業会計基準第9号）を適用しております。
この結果、従来の方法によった場合に比べて、売上総利益は432百万円減少し、営業損失、経
常損失及び税金等調整前当期純損失は432百万円それぞれ増加しております。
 - (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
 - ① 有形固定資産（リース資産を除く）
当社及び国内連結子会社については、以下の方法によっております。
建物（建物附属設備は除く）
 - ㊶ 平成19年3月31日以前に取得したもの 旧定額法
 - ㊷ 平成19年4月1日以降に取得したもの 定額法
建物以外
 - ㊸ 平成19年3月31日以前に取得したもの 旧定率法
 - ㊹ 平成19年4月1日以降に取得したもの 定率法

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

また、平成19年3月31以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

在外子会社については、見積り耐用年数による定額法によっております。

(追加情報)

法人税法の改正(減価償却資産の耐用年数等に関する省令の一部を改正する省令 平成20年4月30日 財務省令第32号)に伴い、当連結会計年度から、機械装置の一部の耐用年数を9年から8年へ変更しております。

この変更に伴い、当連結会計年度の減価償却費は従来の方法に比べて68百万円増加し、営業損失、経常損失及び税金等調整前当期純損失は59百万円それぞれ増加しております。

② 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引にかかるリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する方法(定額法)

(会計方針の変更)

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当連結会計年度より平成19年3月30日改正の「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準委員会 企業会計基準第13号)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第16号)を適用し、通常の売買取引に係る会計処理によっております。

なお、リース取引会計基準の改正適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を採用しております。

この変更による影響はありません。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 投資損失引当金

投資による損失に備えるため、投資先の資産内容等を勘案して計上しております。

③ 賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

④ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。

会計基準変更時差異については10年にわたり定額法で費用処理しております。

数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)にわたり、発生の翌連結会計年度より定額法で費用処理しております。

在外連結子会社は、該当事項がありません。

⑤ 環境対策引当金

PCB使用電気機器の処理支出に備えるため、処理見込額を計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

① 重要なヘッジ会計の処理

(ヘッジ会計の方法)

繰延ヘッジ処理によっております。

(ヘッジ手段とヘッジ対象)

ヘッジ手段・・・金利スワップ取引

ヘッジ対象・・・保有する社債の受取金利

(ヘッジ方針)

将来における金利変動リスクの回避を目的として行っております。

(ヘッジ有効性評価の方法)

ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、相場変動またはキャッシュ・フロー変動を完全に相殺するものと想定することができるため、ヘッジの有効性の判定は省略しております。

② 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(5) 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項

連結子会社の資産及び負債の評価方法は、全面時価評価法によっております。

[表示方法の変更]

(連結貸借対照表)

前連結会計年度において「たな卸資産」として掲載していたものは、連結財務諸表規則の改正により、当連結会計年度から「商品及び製品」、「仕掛品」、「原材料及び貯蔵品」に区分掲載しております。

なお、前連結会計年度の「たな卸資産」に含まれる「商品及び製品」、「仕掛品」、「原材料及び貯蔵品」はそれぞれ1,702百万円、126百万円、597百万円であります。

[連結貸借対照表に関する注記]

有形固定資産の減価償却累計額 31,989百万円

なお、減価償却累計額には減損損失累計額が含まれております。

[連結株主資本等変動計算書に関する注記]

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数
普通株式 71,923,714株
2. 剰余金の配当に関する事項
(1) 配当金支払額等

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効力発生日
平成20年6月27日 定時株主総会	普通株式	218	3.00	平成20年3月31日	平成20年6月30日
平成20年10月29日 取締役会	普通株式	218	3.00	平成20年9月30日	平成20年12月10日

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの
平成21年6月26日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- ① 配当金総額 71百万円
- ② 1株当たり配当額 1円00銭
- ③ 基準日 平成21年3月31日
- ④ 効力発生日 平成21年6月29日

なお、配当原資については、資本剰余金とすることを予定しております。

配当金の内訳

減資資本部分	1株当たり配当額	1円00銭
みなし配当部分	1株当たり配当額	0円00銭
減資資本算定割合		0.003

[1株当たり情報に関する注記]

1株当たり純資産額	460円75銭
1株当たり当期純損失	9円65銭

[その他の注記]

(役員退職慰労引当金の廃止)

群栄商事株式会社及び群栄ガーデン株式会社は平成20年6月17日開催の定時株主総会において、日本カイノール株式会社は平成20年6月12日開催の定時株主総会において、役員退職金の内規を廃止し今後役員退職慰労金の支払を行わないことを決議いたしました。

従って、役員の退職慰労金の支出に備えるため当該決議以前は内規に基づき計上しておりますが、当該決議以降は新たに発生しておらず、当連結会計年度末において発生している役員退職慰労金は、当該決議以前から在任している役員に対する支給確定額であり、未払金として流動負債の「その他」に含めて計上しております。

(未払役員賞与)

従来、未払役員賞与については支給見込額に基づき「役員賞与引当金」として表示しておりましたが、当連結会計年度末において役員に対する賞与支給額が確定することとなったため、当連結会計年度より「未払金」に含めて表示しております。

なお、当連結会計年度末における未払役員賞与は22百万円であります。

(注) 各注記の記載金額は、全て百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成21年 5月15日

群栄化学工業株式会社
取締役会 御中

あ ず さ 監 査 法 人

指定社員 公認会計士 平 田 稔 ㊞
業務執行社員
指定社員 公認会計士 西 村 克 広 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、群栄化学工業株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、群栄化学工業株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

連結注記表の連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記に記載されているとおり、会社は当連結会計年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」を適用している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

貸借対照表

(平成21年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	12,644	流 動 負 債	7,693
現金及び預金	2,621	買掛金	2,035
売掛金	5,063	短期借入金	2,600
有価証券	2,280	一年内に返済する長期借入金	1,400
商品及び製品	1,405	未払金	1,471
仕掛品	17	未払法人税等	27
原材料及び貯蔵品	449	賞与引当金	116
繰延税金資産	205	その他	42
その他	600	固 定 負 債	4,057
固 定 資 産	30,394	長期借入金	2,775
有形固定資産	19,841	退職給付引当金	955
建物	6,373	環境対策引当金	6
構築物	1,204	繰延税金負債	0
機械及び装置	4,114	その他	320
土地	7,639	負 債 合 計	11,750
リース資産	22	純 資 産 の 部	
建設仮勘定	65	株 主 資 本	31,471
その他	420	資本金	5,000
無形固定資産	361	資本剰余金	25,975
ソフトウェア	353	資本準備金	7,927
その他	8	その他資本剰余金	18,048
投資その他の資産	10,191	利益剰余金	5,178
投資有価証券	8,425	その他利益剰余金	5,178
関係会社株式	1,293	繰越利益剰余金	5,178
その他	846	自己株式	△4,682
貸倒引当金	△169	評 価 ・ 換 算 差 額 等	△183
投資損失引当金	△204	その他有価証券評価差額金	△182
		繰延ヘッジ損益	△0
		純 資 産 合 計	31,288
資 産 合 計	43,038	負 債 ・ 純 資 産 合 計	43,038

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

自 平成20年 4月 1日
至 平成21年 3月 31日

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		15,999
売 上 原 価		15,692
売 上 総 利 益		306
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,389
営 業 損 失		1,082
営 業 外 収 益		389
受 取 利 息 及 び 配 当 金	330	
そ の 他	59	
営 業 外 費 用		192
支 払 利 息	88	
租 税 公 課	78	
そ の 他	25	
経 常 損 失		885
特 別 利 益		21
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	1	
償 却 済 債 権 取 立 益	20	
特 別 損 失		180
固 定 資 産 処 分 損	175	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	4	
税 引 前 当 期 純 損 失		1,044
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	19	
法 人 税 等 調 整 額	△141	△122
当 期 純 損 失		921

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

自 平成20年4月1日
至 平成21年3月31日

(単位：百万円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利益剰余金
		資本準備金	その他資本 剰 余 金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金
平成20年3月31日残高	5,000	7,927	18,488	6,100
事業年度中の変動額				
剰余金の配当			△437	
当期純損失				△921
自己株式の処分			△2	
事業年度中の変動額合計	—	—	△439	△921
平成21年3月31日残高	5,000	7,927	18,048	5,178

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等	
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益
平成20年3月31日残高	△4,491	33,025	839	△4
事業年度中の変動額				
剰余金の配当		△437		
当期純損失		△921		
自己株式の取得	△201	△201		
自己株式の処分	9	6		
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)			△1,022	3
事業年度中の変動額合計	△191	△1,553	△1,022	3
平成21年3月31日残高	△4,682	31,471	△182	△0

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

[重要な会計方針に係る事項に関する注記]

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

② 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

③ その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

① 商品・製品・半製品・原材料・仕掛品

月別総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

② 貯蔵品

最終仕入原価法による原価法

（会計方法の変更）

「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成18年7月5日 企業会計基準第9号）を当事業年度から適用し、評価基準については原価法から原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）に変更しております。

この変更の伴い、従来の方法によった場合に比べて、売上総利益は375百万円減少し、営業損失、経常損失及び税引前当期純損失は375百万円それぞれ増加しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

建物（建物附属設備は除く）

① 平成19年3月31日以前に取得したもの 旧定額法

② 平成19年4月1日以降に取得したもの 定額法

建物以外

① 平成19年3月31日以前に取得したもの 旧定率法

② 平成19年4月1日以降に取得したもの 定率法

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

また、平成19年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

（追加情報）

法人税法の改正（減価償却資産の耐用年数等に関する省令の一部を改正する省令 平成20年4月30日 財務省令第32号）に伴い、当事業年度から、機械装置の一部の耐用年数を9年から8年へ変更しております。

この変更に伴い、当事業年度の減価償却費は従来の方法に比べて68百万円増加し、営業損失、経常損失及び税引前当期純損失は59百万円それぞれ増加しております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転以外ファイナンス・リース

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する方法（定額法）

（会計方針の変更）

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当事業年度より平成19年3月30日改正の「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準委員会 企業会計基準第13号）及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第16号）適用し、通常の売買取引に係る会計処理によっております。

なお、リース取引開始日が適用初年度以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を採用しております。

この変更による影響はありません。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

なお、当事業年度において、一般債権については貸倒実績率がゼロのため、貸倒引当金を計上していません。

(2) 投資損失引当金

投資による損失に備えるため、投資先の資産内容等を勘案して計上しております。

(3) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

会計基準変更時差異については10年にわたり定額法で費用処理しております。

数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）にわたり、発生の翌事業年度より定額法で費用処理しております。

(5) 環境対策引当金

PCB使用電気機器の処理支出に備えるため、処理見込額を計上しております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) ヘッジ会計の処理

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

（ヘッジ手段） 金利スワップ取引

（ヘッジ対象） 保有する社債の受取金利

③ ヘッジ方針

将来における金利変動リスクの回避を目的として行っております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、相場変動またはキャッシュ・フロー変動を完全に相殺するものと想定することができるため、ヘッジの有効性の判定は省略しております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

[貸借対照表に関する注記]

- 有形固定資産の減価償却累計額 31,108百万円
なお、減価償却累計額には減損損失累計額が含まれております。
- 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務は次のとおりであります。

金銭債権	5,236百万円
金銭債務	36百万円
- 取締役等に対する金銭債務は次のとおりであります。

金銭債務	173百万円
------	--------

[損益計算書に関する注記]

関係会社との取引高は次のとおりであります。

営業取引による取引高	
売 上 高	15,574百万円
仕 入 高	269百万円
営業取引以外の取引高	222百万円

[株主資本等変動計算書に関する注記]

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	18,059,371株
------	-------------

[税効果会計に関する注記]

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

減損損失否認額	1,153百万円
繰越欠損金	808
退職給付引当金否認額	386
棚卸資産評価損否認額	151
投資損失引当金否認額	82
未払役員退職慰労金否認額	70
貸倒引当金繰入否認額	68
投資有価証券評価損否認額	67
賞与引当金否認額	47
会員権評価損否認額	31
そ の 他	112
繰延税金資産小計	2,980
評価性引当額	2,762
繰延税金資産合計	218

繰延税金負債

未収配当金益金不算入	12百万円
そ の 他	0
繰延税金負債合計	12
繰延税金資産の純額	205

[リースにより使用する固定資産に関する注記]

貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務用機器、製造設備等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

なお、リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引について、通常の賃貸借に係る方法に準じて処理を行っております。

1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
機 械 及 び 装 置	3百万円	3百万円	0百万円
そ の 他 (工 具 器 具 備 品 等)	159百万円	72百万円	86百万円
合 計	163百万円	75百万円	87百万円

なお、取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

2. 未経過リース料期末残高相当額

1 年 内	32百万円
1 年 超	55百万円
合 計	87百万円

なお、未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

3. 支払リース料及び減価償却費相当額

支払リース料	33百万円
減価償却費相当額	33百万円

4. 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

[関連当事者との取引に関する注記]

子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

属 性	会社等の名称	議決権の 所有(被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	タイジーシーアイレヂトップカンパニーリミテッド	所有 直接60.2%	製造権、 販売権の許諾 役員の兼任	ロイヤルティの受入	116	売掛金	15

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 取引条件については、工場渡し価格に対し、料率を毎期交渉の上決定しております。

(注2) 取引金額には消費税等は含まれておりません。

[1株当たり情報に関する注記]

1株当たり純資産額	435円02銭
1株当たり当期純損失	12円69銭

[重要な後発事象に関する注記]

当社の連結子会社である群栄商事株式会社、群栄ボーデン株式会社、日本カイノール株式会社の3社は平成20年5月12日開催の当社取締役会の決議に基づき、平成21年4月1日で合併いたしました。

当該合併の内容は下記のとおりであります。

(1) 合併の目的

当社は、当社グループ全体の経営資源の積極的な活用によるグループシナジーの最大化及びグループ経営の効率化を目的として、当社連結子会社である群栄商事株式会社、群栄ボーデン株式会社、日本カイノール株式会社を吸収合併することいたしました。

(2) 合併の要旨

① 合併方式

当社を存続会社とする吸収合併方式であり、対象3社は消滅いたしました。

② 合併に係る割当ての内容

群栄ボーデン株式会社の普通株式1株に対して、金銭745,828円を割当て交付いたしました。ただし、当社が保有する群栄ボーデン株式会社の株式については、金銭の割当ては行っておりません。

群栄商事株式会社、日本カイノール株式会社は、当社の完全子会社であるため、本合併による金銭等の交付はありません。

(3) 合併による引継財産

① 当社が、群栄商事株式会社から引き継いだ資産・負債は以下のとおりです。

資産合計	4,419百万円
負債合計	4,205百万円

② 当社が、群栄ボーデン株式会社から引き継いだ資産・負債は以下のとおりです。

資産合計	1,347百万円
負債合計	1,091百万円

③ 当社が、日本カイノール株式会社から引き継いだ資産・負債は以下のとおりです。

資産合計	805百万円
負債合計	285百万円

(4) 合併期日

平成21年4月1日

[その他の注記]

(未払役員賞与)

従来、未払役員賞与については支給見込額に基づき「役員賞与引当金」として表示しておりましたが、当事業年度末において役員に対する賞与支給額が確定することとなったため、当事業年度より「未払金」に含めて表示しております。

なお、当事業年度末における未払役員賞与は22百万円であります。

(注) 各注記の記載金額は、全て百万円未満を切り捨てて表示しております。

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成21年 5月15日

群栄化学工業株式会社
取締役会 御中

あ ず さ 監 査 法 人

指定社員 公認会計士 平 田 稔 ㊞
業務執行社員
指定社員 公認会計士 西 村 克 広 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、群栄化学工業株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第92期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

個別注記表の重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載されているとおり、会社は当事業年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」を適用している。

個別注記表の重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は連結子会社である群栄商事株式会社、群栄ボーデン株式会社、日本カイノール株式会社の3社と平成20年5月12日開催の取締役会決議に基づき、平成21年4月1日に合併した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第92期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。

子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の遂行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の遂行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人あざさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人あざさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成21年5月15日

群栄化学工業株式会社	監査役会	
常勤監査役	櫻井紘	一 ㊟
社外監査役	星野昌洋	㊟
社外監査役	長坂工	㊟

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第92期の期末配当につきましては、業績等を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金1円といたしたいと存じます。

この場合の配当総額は、71,923,714円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成21年6月29日

なお、配当原資につきましては、資本剰余金とすることを予定しております。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88号、以下「決済合理化法」という。）の施行に伴い、現行定款に以下のとおり変更を行うものであります。

- (1) 決済合理化法附則第6条の定めにより、当社は株券電子化の施行日（平成21年1月5日）において株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款変更の決議がされたものとみなされておりますので、当社定款第8条（株券の発行）を削除し、併せて株券に関する文言の削除および修正を行うものであります。
- (2) 「株券等の保管及び振替に関する法律」が廃止されたことに伴い、当社定款規定のうち、実質株主および実質株主名簿に関する文言の削除および修正を行うものであります。
- (3) 株券喪失登録簿は、決済合理化法施行日の翌日から起算して1年を経過する日までこれを作成して備え置くこととされているため、附則に所要の規定を設けるものであります。
- (4) その他、必要な規定および文言の加除、修正等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分）

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株券の発行)</p> <p><u>第8条</u> 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p><u>2. 前項の規定にかかわらず、当社は単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。</u></p> <p>(単元未満株式の売渡請求)</p> <p><u>第9条</u> 当社の単元未満株式を有する株主および実質株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売渡すこと（以下「買増し」という。）を当会社に請求することができる。ただし、当社が売渡すべき数の自己株式を有しないときは、この限りではない。</p> <p><u>2. 買増しを請求することができる時期、請求の方法等については、取締役会の定める株式取扱規程による。</u></p>	<p>(削除)</p> <p>(単元未満株式の売渡請求)</p> <p><u>第8条</u> 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売渡すこと（以下「買増し」という。）を当会社に請求することができる。ただし、当社が売渡すべき数の自己株式を有しないときは、この限りではない。</p> <p><u>2. 買増しを請求することができる時期、請求の方法等については、取締役会の定める株式取扱規程による。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第10条 (略)</p> <p>(株主名簿管理人) 第11条 当社は株主名簿管理人を置く。 株主名簿管理人およびその事務取扱場所^{（イ）}は取締役会の決議によって選定し、これを公告する。 <u>当社の株主名簿、実質株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、実質株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は、株主名簿管理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規程) 第12条 当社が発行する株券の種類ならびに株主名簿、実質株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよびその手数料は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会の定める株式取扱規程による。</p> <p>(基準日) 第13条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主および実質株主名簿に記載または記録された実質株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において株主の権利を行使することができる株主とする。 前項に定めるほか取締役会において必要と認めた場合にはその決議によってあらかじめ公告のうえ、臨時に基準日を定めることができる。</p> <p>第14条～第17条 (略)</p> <p>(決議の方法) 第18条 株主総会の決議は法令および定款に別段の定めがある場合を除くほか、出席した議決権を行使することができる株主および実質株主の議決権の過半数をもって決する。</p>	<p>第9条 (現行どおり)</p> <p>(株主名簿管理人) 第10条 当社は株主名簿管理人を置く。 株主名簿管理人およびその事務取扱場所^{（イ）}は取締役会の決議によって選定し、これを公告する。</p> <p>(削除)</p> <p>(株式取扱規程) 第11条 株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよびその手数料、株主の権利行使に際しての手続き等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会の定める株式取扱規程による。</p> <p>(基準日) 第12条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において株主の権利を行使することができる株主とする。 前項に定めるほか取締役会において必要と認めた場合にはその決議によってあらかじめ公告のうえ、臨時に基準日を定めることができる。</p> <p>第13条～第16条 (現行どおり)</p> <p>(決議の方法) 第17条 株主総会の決議は法令および定款に別段の定めがある場合を除くほか、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって決する。</p>
<p>第14条～第17条 (略)</p> <p>(決議の方法) 第18条 株主総会の決議は法令および定款に別段の定めがある場合を除くほか、出席した議決権を行使することができる株主および実質株主の議決権の過半数をもって決する。</p>	<p>第13条～第16条 (現行どおり)</p> <p>(決議の方法) 第17条 株主総会の決議は法令および定款に別段の定めがある場合を除くほか、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって決する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>2. 会社法第309条第2項の定めによるべき決議は、定款に別段の定めがある場合を除くほか、議決権を行使することができる株主および実質株主の議決権の3分の1以上を有する株主および実質株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって決する。</p> <p>(議決権の代理行使) 第19条 株主および実質株主は当会社の議決権を有する他の株主および実質株主1名を代理人として議決権を行使することができる。 ただし、代理人は代理権を証明する書面を会社に差出すことを要する。</p> <p>第20条～第23条 (略)</p> <p>(取締役選任の決議) 第24条 取締役は株主総会において選任する。取締役の選任の決議は、議決権を行使することができる株主および実質株主の議決権の3分の1以上を有する株主および実質株主が出席し、その議決権の過半数をもって決する。取締役の選任の決議については累積投票によらないものとする。</p> <p>第25条～第33条 (略)</p> <p>(監査役選任の決議) 第34条 監査役は、株主総会において選任する。監査役の選任の決議は、議決権を行使することができる株主および実質株主の議決権の3分の1以上を有する株主および実質株主が出席し、その議決権の過半数をもって決する。</p> <p>第35条～第42条 (略)</p> <p>(期末配当金) 第43条 当会社は株主総会の決議によって毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主および実質株主名簿に記載または記録された実質株主に対し、金銭による剰余金の配当(以下「期末配当金」という。)を支払う。</p>	<p>2. 会社法第309条第2項の定めによるべき決議は、定款に別段の定めがある場合を除くほか、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって決する。</p> <p>(議決権の代理行使) 第18条 株主は当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として議決権を行使することができる。 ただし、代理人は代理権を証明する書面を会社に差出すことを要する。</p> <p>第19条～第22条 (現行どおり)</p> <p>(取締役選任の決議) 第23条 取締役は株主総会において選任する。取締役の選任の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって決する。取締役の選任の決議については累積投票によらないものとする。</p> <p>第24条～第32条 (現行どおり)</p> <p>(監査役選任の決議) 第33条 監査役は、株主総会において選任する。監査役の選任の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって決する。</p> <p>第34条～第41条 (現行どおり)</p> <p>(期末配当金) 第42条 当会社は株主総会の決議によって毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主に対し、金銭による剰余金の配当(以下「期末配当金」という。)を支払う。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(中間配当金)</p> <p>第44条 当社は取締役会の決議をもって毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主および実質株主名簿に記載または記録された実質株主に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。</p> <p>第45条（略）</p> <p>（新設）</p>	<p>(中間配当金)</p> <p>第43条 当社は取締役会の決議をもって毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。</p> <p>第44条（現行どおり）</p> <p>附則</p> <p>第1条 <u>当社の株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株券喪失登録簿への記載または記録に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</u></p> <p>第2条 <u>当社の株券喪失登録簿への記載または記録は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p> <p>第3条 本附則第1条乃至本条は、平成22年1月6日をもってこれを削除する。</p>

第3号議案 取締役5名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役有田喜一、野田秀和、有田喜一郎、額田寛、室田雅之の各氏は任期満了となりますので、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 他の法人等の代表状況	所有する 当社株式数
1	有田 喜一 (昭和18年 2月23日生)	昭和42年4月 当社入社 昭和49年12月 取締役滋賀工場建設部長 昭和52年11月 常務取締役 昭和56年7月 代表取締役副社長 昭和63年7月 代表取締役社長(現任)	1,581,000株
2	野田 秀和 (昭和23年 1月31日生)	平成12年10月 大日本インキ化学工業株式会社 (現DIC株式会社)ポリマ添加剤事業部 本部長 平成14年10月 同社ポリマ添加剤事業部副事業部長 平成17年6月 当社入社 ジェネラルスタッフ 平成18年5月 統括部門管掌兼営業部門管掌 平成18年6月 常務取締役統括部門・営業部門管掌 平成19年11月 常務取締役統括部門・生産部門・ 営業部門・事業企画室管掌 平成20年6月 専務取締役統括部門・生産部門・ 営業部門・事業企画室管掌 平成21年4月 専務取締役総合企画部門管掌(現任)	29,000株
3	有田喜一郎 (昭和46年 3月11日生)	平成10年4月 当社入社 平成14年7月 営業本部副本部長 平成16年6月 取締役管理本部長 平成17年7月 取締役管理本部ダイレクター 平成18年5月 取締役営業部門副管掌兼海外営業 本部長 平成20年6月 常務取締役営業部門副管掌兼 海外営業本部長 平成20年7月 常務取締役西日本地区管掌兼 海外営業本部長 平成21年4月 常務取締役総合企画部門長(現任)	223,000株
4	額田 寛 (昭和30年 2月12日生)	平成2年5月 当社入社 平成14年7月 糖質営業部長 平成16年6月 取締役食品事業部長 平成17年7月 取締役食品事業部ダイレクター 平成18年5月 取締役生産部門管掌 平成19年11月 取締役事業企画室長兼事業企画室 食品事業担当 平成21年4月 取締役第二事業部門長(現任)	30,000株

番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 他の法人等の代表状況	所有する 当社株式数
5	室田 雅之 (昭和27年 10月5日生)	平成14年4月 株式会社群馬銀行尾島支店長 平成16年4月 同行熊谷支店長 平成17年6月 同行法人部長 平成19年6月 同行執行役員高崎支店長(現任) 平成20年6月 当社取締役(現任)	0株

- (注) 1. 取締役候補者室田雅之氏は、株式会社群馬銀行の執行役員であり、当社は同行との間に定常的な銀行取引があります。
2. その他の取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
3. 取締役候補者室田雅之氏は、社外取締役候補者であります。
4. 室田雅之氏を社外取締役候補者とした理由は、金融機関における業務執行経験・豊富な見識から、当社の経営事項の決定および業務執行の監督等に十分な役割を果たしていただけるものと判断したためであります。
5. 室田雅之氏は、現在、当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。

第4号議案 会計監査人選任の件

当社では子会社の吸収合併(平成21年4月実施)をはじめ組織体制の総合的な見直しを進めております。当社の会計監査人はあずさ監査法人ですが、本総会終結の時をもって同監査法人が任期満了になること及び同監査法人への委嘱期間が長期にわたることから会計監査人の委嘱につきましても見直しを行った結果、あずさ監査法人に代えて、赤坂有限責任監査法人を新たに会計監査人として選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

会計監査人候補者は次のとおりであります。

名称	赤坂有限責任監査法人
主たる事務所の所在地	東京都港区赤坂2丁目11番15号 第二堀内ビル
沿革	平成16年6月 税理士法人赤坂国際会計事務所設立 平成18年3月 公認会計士赤坂国際会計共同事務所設立 平成20年6月 赤坂有限責任監査法人設立
構成人員	社員(代表社員 公認会計士) 2名 職員 公認会計士 4名 その他 8名 合計 14名

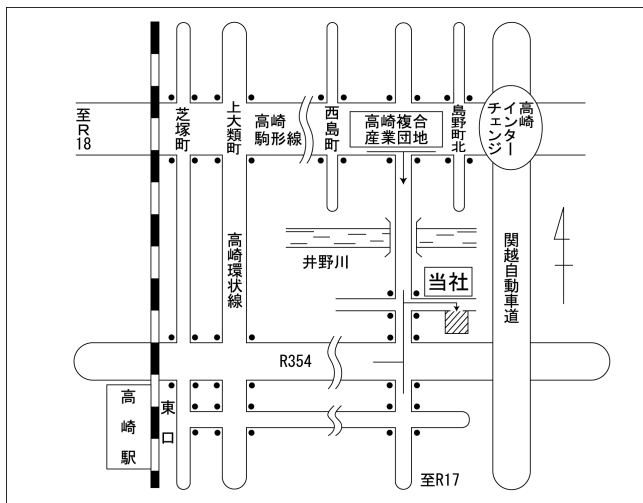
以上

株主総会会場ご案内図

群栄化学工業株式会社 大会議室

群馬県高崎市宿大類町700番地

電話 027-353-1818(代表)



交通 高崎駅（東口）からタクシー15分

